

お客様各位

令和3年3月29日

低圧・個人のお客様向け 電気供給約款・別紙・別表 改定のお知らせ

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、弊社では令和3年4月より弊社の「【低圧】電気供給約款・別紙・別表」を一部変更いたしますので、ご案内申し上げます。変更内容および適用開始日につきましては、以下詳細よりご確認をお願い申し上げます（令和3年3月31日以前にお申込みのお客さまと、令和3年4月1日以降にお申込みのお客さまで、変更後の約款等の適用開始日が異なりますので、ご確認ください）。

なお、変更内容にご承諾いただける場合は、お手続きは不要です。

1、変更の対象となる約款

- ・電気供給約款【低圧】
- ・電気供給約款【低圧】別紙・別表

2、ご対象

弊社の低圧電力供給サービスへお申込みのすべてのお客さま

3、適用開始日

以下の通り、お申込み時期によって、変更後の約款等の適用開始日が異なります。

- ① 令和3年4月1日以降にお申込みのお客さま：お申込み時より適用開始
- ② 令和3年3月31日以前にお申込みのお客さま：令和3年8月1日より適用開始
(3月31日以前にお申込みのお客さまへは、7月末日まで変更前の約款等を適用)

4、主な変更点

- ・解約手数料について 変更後約款 第33条
プラン、特別割引にかかわらずお客様の電気の使用期間が契約開始日から1年に満たない場合、解約事務手数料 2,000 円(税込)を申し受けます。
- ・請求書発行手数料について 変更後約款 第18条
請求書の郵送をご希望のお客さまには、請求書発行手数料200円(税込)/月が別途必要となります。

詳細につきましては、別添の新旧対照表よりご確認をお願い申し上げます。



ゼロワットパワー株式会社

お問い合わせフォーム <https://zerowattpower.co.jp/contact>
メールアドレス info@zwp.co.jp

低圧約款 新旧対照表

変更箇所 ※表記のないものは変更後約款の条項 表紙（施行日）	変更後	変更前	備考
	令和3年4月1日 【本約款の効力発生日（適用開始日）】 ・令和3年4月1日以降にお申込のお客さま：お申込み時より適用開始 ・令和3年3月31日以前にお申込みのお客さま：令和3年8月1日より適用開始	平成31年3月1日	
全体	お客さま	お客様	表現の統一
全体	適切	適当	表現の統一
全体	お支払いいただきます	申し受けます	表現の統一
第2条 電気供給約款の変更	<p>第2条 電気供給約款の変更</p> <p>(1)当社は一般送配電事業者の定める託送供給約款が改訂された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合に民法548条の4の規定に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、変更の効力発生日後、供給条件や電気料金等は、変更後の本約款によります。</p> <p>(2)本契約締結後、消費税法および地方消費税法(以下総称して「消費税法等」といいます。)の改正等により消費税法等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかわる消費税および地方消費税相当額を支払うものとします。</p> <p>(3)本約款を変更する場合、実施期日までに本約款および変更の効力発生日等を、当社 Web サイト等の電磁的方法、その他の方法により一定期間掲載し、お知らせいたします。</p> <p>(4)本約款の変更が、法令等の整定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、そのほかの電力小売供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約締結後の書面交付については、当社 Web サイト等の電磁的方法、その他の方法によりお知らせいたします。</p> <p>(5)変更後の本約款に異議のあるお客さまは、適用開始日の15日前までに当社に通知していただくことで、契約期間満了前であっても契約を解除することができます。上記期限までに電力小売供給契約の解除の通知がない場合には、変更後の本約款を承諾したものとみなします。</p> <p>(6)当社は一般送配電事業者の託送料金の改定、電源調達費用の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は、電力小売供給契約の期間内であっても、電力小売供給契約における新たな基本料金や電力量料金の単価を定めることができます。</p> <p>イ 当社は事前に新たな料金等およびその適用開始日を当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。</p> <p>ロ お客さまは、新たな料金等を承諾しない場合は、適用開始日の15日前までに、当社に対して電力小売供給契約の終了を通知することで契約期間満了前であっても電力小売供給契約を終了することができます。</p> <p>ハ ロに定める期限までに、お客さまより電力小売供給契約の終了の通知がない場合は、お客さまは新たな料金等を承諾したものとみなし、適用開始日の直後の検針日より新たな料金等を適用いたします。</p>	(新設)	旧版では第31条 電気供給契約の変更②にて明記
第3条 用語の定義⑬～⑳	<p>⑬小売供給 一般送配電事業者が維持し、運用する供給設備を介して、当社が、小売電気事業者としてお客さまに電気を供給することをいいます。</p> <p>⑭一般送配電事業者 お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者(北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力)をいいます。</p> <p>⑮接続供給契約 当社がお客さまに電気を供給するために必要となる、当社が一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいいます。</p> <p>⑯託送供給等約款 接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の</p>	(新設)	

低圧約款 新旧対照表

変更箇所 ※表記のないものは変更後約款の条項	変更後	変更前	備考
	<p>約款で電気事業法第18条第一項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。</p> <p>⑰燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>⑱Jクレジット 省エネルギー機器の導入や森林経営などの取り組みによる、CO₂を含む温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。</p> <p>⑲非化石証書 CO₂を出さない再生可能エネルギー(石炭・石油などの化石燃料を使用せずに発電する電源)から発電された電気には『環境価値』があります。その環境価値のひとつである「非化石価値」を取り出した電気の証書です。</p> <p>⑳グリーン電力証書 CO₂を出さない再生可能エネルギー(石炭・石油などの化石燃料を使用せずに発電する電源)から発電された電気の『環境価値』を、グリーン電力証書制度に基づき証書化したものをいいます。</p>		
第3条 用語の定義⑬～⑳	⑬小売供給～⑳需要場所	⑬貿易統計～⑰需要場所	項番の変更
第9条 供給の開始	<p>②当社は、お客さまの供給契約の申込を承諾するときは、お客さまに供給開始日を通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに供給開始日から電気を供給いたします。この場合の需給開始日は以下のとおりにします。</p> <p>イ、原則として、他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、お客さまがお申込みをした後に、切替に必要な手続きが完了した日から数えて最初の検針日とします。</p> <p>ロ、引っ越し(転入)等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。当社は、お客さまの供給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給します。</p>	<p>②当社は、お客さまの供給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給します。</p>	
第9条 供給の開始	<p>③天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと一般送配電事業者との協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給します。</p>	<p>③天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給します。</p>	
第11条 契約種別	<p>当社は『ゼロカーボン』、『ゼロカーボン+』、『動力標準』の料金プランがあります。詳細につきましては、別紙の通りとします。</p>	<p>当社は、『ゼロカーボン』プランと『ゼロカーボン+』プランのサービスがあり、契約種別を選択することができます。</p> <p>①電灯標準 イ) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用します。 a) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用します。 b) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。 ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、a)に該当し、かつb)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ) 契約電流 a) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。</p>	

低圧約款 新旧対照表

変更箇所 ※表記のないものは変更後約款の条項	変更後	変更前	備考
		<p>b) 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>②電灯 P L U S</p> <p>イ) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用します。</p> <p>a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。</p> <p>b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、a) に該当し、かつ b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ) 契約容量 契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。</p> <p>【算定式】 契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1/1000</p> <p>なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。</p> <p>ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>③動力標準</p> <p>イ) 適用範囲 動力を使用する需要で 次のいずれにも該当するものに適用します。</p> <p>a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。</p> <p>b) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、a) に該当し、かつ b) の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ) 契約電力 契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、</p>	

低圧約款 新旧対照表

変更箇所 ※表記のないものは変更後約款の条項	変更後	変更前	備考
		必要に応じて確認します。 【算定式】 契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732×1/1000 ただし、契約電力を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約電力をお客さまと当社との協議によって定めます。	
第14条 検針日および計量日	1.検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日とします。 2.計量日は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器に電力計の値が記録された日といたします。(東京電力管内のお客さまが対象)	検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日とします。	
第16条 使用電力量の計量	使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知(供給契約が終了した場合は、原則として終了日における電力会社からの当社への通知)があった後、検針日の属する月の翌月に電磁的方法(インターネットを利用する方法)にてご確認いただけます。	使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知(供給契約が終了した場合は、原則として終了日における電力会社からの当社への通知)があった後、検針日の属する月の翌月にお知らせします。	
第18条 料金の支払い義務ならびに支払期日および支払期限	②お客さまへのご請求は、検針日より15営業日までに電磁的方法(インターネットを利用する方法)にてご確認いただけます。ただし、お客さまが希望される場合で、当社が認めたときは、書面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は原則として次に定める金額(税込)を書面発行手数料として申し受けます。尚、電磁的方法ご利用のお客さまは当社に電気を切替え後のご利用状況を、最長3年間分週ってご確認いただけます。 1 契約1料金算定期間につき 200円00銭 なお、書面発行手数料は、電気料金と併せて支払っていただきます。	②お客さまへのご請求は、検針日より15営業日までに請求書にてお知らせいたします。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。	
変更前約款 第17条 料金の支払い義務ならびに支払期日及び支払期限 ③	(削除)	③当社は、料金その他の請求額を、当社が設置したWEBサイト(請求額に係る電子データ等を蓄積しお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。)に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。	
変更前約款 第17条 料金の支払い義務ならびに支払期日及び支払期限 ④	(削除)	④お客様は、③にかかわらず料金その他の請求額に係る請求書等の発行を当社に要求することができます。	
第23条 適正契約の保持	当社が一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められたときは、お客さまは、その求められた内容にしたがい、すみやかに本契約を適正なものに変更していただきます。	(新設)	
変更前約款 第25条 違約金④	(削除)	④電気料金単価表に明記されている単価以外で割引を設定した場合は特別割引となり、契約期間は3年間とします。途中解約の場合は違約金として解約手数料3,000円を支払っていただきます。	
変更前約款 第29条 電気供給契約の変更 ②	(削除)	②当社は、①にかかわらず、電子メールその他の方法によりお客さまに通知したうえで、本約款を変更することがあります。この変更に関する異議のあるお客さまは、通知を受領してから30日以内に当社に通知していただくことで、契約期間満了前であっても契約を解除することができます。お客さまが上記期限までに供給約款の変更に異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給約款【低圧】に変更されるものとみなします。	
第33条 電気供給契約の終了 ①	①転居等により、お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日に供給を終了させるための適切な処置を行います。電気供給契約は、本約款第35条に規定する場合または次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日または電力広域的運営推進機関から当社に通知された解約期日に終了します。但し、手続き上の都合により、ご希望のお日にちに沿えない場合もあります。	①転居等により、お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日に供給を終了させるための適切な処置を行います。電気供給契約は、本約款第33条に規定する場合または次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了します。	

低圧約款 新旧対照表

変更箇所 ※表記のないものは変更後約款の条項	変更後	変更前	備考
第33条 電気供給契約の終了 ③	③契約期間が満たない場合 お客様が当社との電気供給契約を終了する場合において、以下のイ) またはロ) に該当するお客様は解約事務手数料を申し受けます。 イ) お客様の電気の使用期間が、契約開始日から1年に満たずに終了した場合。 解約事務手数料 2,000円(税込) ロ) お客様の電気料金が、電気料金単価表に明記されている単価以外で割引を設定した特別割引プランで、電気のご使用を契約開始日から3年に満たずに終了した場合。 解約事務手数料 3,000円(税込)	(新設)	
第38条 計量器(スマートメーター)等の取付け	第38条 計量器(スマートメーター)等の取付け	第38条 計量器等の取付け	
第3条 用語の定義～ 第46条 本約款の実施期日	第3条 用語の定義～ 第46条 本約款の実施期日	第2条 用語の定義～ 第44条 本約款の実施期日	項番の変更
別表 第2条 燃料費調整	九州電力管内(離島ユニバーサルサービス) $\alpha=1.0000$ $\beta=0.0000$ $\gamma=0.0000$ 沖縄電力 $\alpha=0.2410$ $\beta=1.1282$ —	(新設)	